特報3

「令和６年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の概要

消防庁救急企画室

1 はじめに

令和５年中の救急自動車による救急出動件数は約764万件、搬送人員は約664万人で、救急出動件数、搬送人員ともに集計を開始した昭和38年以降、最多を記録しました。また、現場到着所要時間や病院収容所要時間は新型コロナウイルス感染症禍（以下「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ延伸しており、個々の救急活動における負担は増大している現状がうかがえます。今後も、高齢化の進展等による救急需要の増加や、国民の救急業務に求めるニーズの多様化等により、救急隊の担う役割はより一層大きくなると考えられます。

このような中、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供し、救命率の向上を図るかが近年の救急業務に係る主要な課題となっています。こうした課題に対応するため、「令和６年度救急業務のあり方に関する検討会」を開催し、①「マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開」、②「増加する救急需要への対策」の２つのテーマについて検討を行いました。今回は、令和７年３月にまとめられた検討会報告書の概要について紹介します。

2 各検討事項の概要

(1) マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る検討

現状の救急活動における傷病者の情報聴取は、主に口頭にて行われていますが、医療機関選定に必要な既往歴や受診した医療機関名などの情報を、症状に苦しむ傷病者本人から聴取せざるを得ないことも多く、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等の関係者が傷病者の情報を把握していないこともあり、救急隊が傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握するにあたり、課題となっています。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、救急業務の円滑化を目的に、救急現場において救急隊員が傷病者の健康保険証利用登録済マイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（以下「マイナ救急」という。）について、その結果から得られる効果等を検証し、将来的な本格運用を見据えて課題等を整理してきたところです。

令和６年度は、運用面の課題を改善したうえで、令和４年度実証実験と同様に医療機関の協力を得て医療機関専用のシステムを活用し、67消防本部660隊による実証事業を実施するほか、令和５年度に整理した「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」に基づき、令和７年度からの実装に向けて救急隊専用のシステムを構築するなど、マイナ救急の全国展開の推進に向けて検討を行いました。

①　検討事項の整理

マイナ救急の運用課題にかかる項目について、令和６年度実証事業の進捗状況等を踏まえ、令和７年度実証事業に向けて改善する項目として様々な角度から検討を進めてきました。

ア　救急隊と医療機関で同じ画面の共有

救急隊と医療機関の申し送りなどの連携の効率化のため、マイナ救急で救急隊が閲覧する情報は、医療機関が閲覧する救急用サマリーとし、また、機能として情報全量を閲覧できる機能も具備します。

イ　通信の安定性

通信回線の安定性（安定して通信可能か）について、検証を行い、令和７年度実証事業においては、MNO回線による通信環境を設け、通信環境の改善を図ります。

ウ　国民への広報・周知

マイナ救急は傷病者のマイナ保険証が必須となります。マイナ救急の全国展開の推進にあたり、その効果を最大限に発揮できるよう、マイナ保険証の携行について、広く国民に対して広報活動を実施します。令和７年度の全国展開の推進に併せて、政府広報、ポスター、広報紙等により、国と自治体とで連携した広報を実施します。

エ　セキュリティ対策の策定

マイナ救急の実施にあたっては、セキュリティ対策として、医療機関側のオンライン資格確認等システムと同様、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠することとし、令和５年度に行ったセキュリティアセスメントの結果を基に、消防本部向けのセキュ

リティガイドラインや安全対策規程例等を新たに策定しました。

オ　オプトアウトの方法

マイナ救急で取り扱う医療情報は要配慮個人情報であり、個人情報保護法上は閲覧の都度、本人の意思確認を行うことが原則であることから、オプトアウト（事前に閲覧拒否の意思表示を行うこと）の対象にはなっていません。一方で、法制上の例外として、生命・身体の保護が必要である場合は、救急隊員は必要に応じて本人の同意なしに医療情報を閲覧できるため、令和６年度の実証事業では、同意なしで閲覧した場合に、傷病者本人が事後にその旨を把握できるよう実施手順に盛り込みました。

令和７年度実証事業においても、引き続き、この実施手順を継続します。

②　実証事業の総括

本実証事業において、傷病者の医療情報を閲覧した事案は本実証事業の全事案のうち7.1％となりました。「マイナンバーカードの不所持」や「保険証利用未登録」が、未実施事案とすると判断した理由の約９割を占めました。今後、マイナ保険証利用登録率が向上し、さらにマイナ保険証を日常的に携行するようになることで、マイナ救急の全国展開に向けて、より活用機会が増加することが期待されます。社会実装に向けては、マイナンバーカード交付率及び保険証利用登録率の向上に加えて、日常的な携行の必要性について周知･広報を継続的に行い、住民の理解を得ていくことが重要です。

③　今後の展開

マイナ救急は新規施策であり、中長期的なビジョンを実施主体である消防本部と共有することが極めて重要です。短期的には、今後行う全消防本部による実証事業を通じて、マイナ救急の認知度向上を中心に全国展開を推進します。中長期的には、現場の意見を聴きつつ、時代のニーズに合った、実用的かつ最適なシステムとなるよう検討を進めます。最終的には、全国どの救急車でもマイナ救急を実施でき、国民がそのメリットを享受できる環境づくりを進めます。

④　まとめ

令和７年度は、新たに構築されたマイナ救急システムを活用して、全国すべての720本部、計5,334隊による実証事業を行います。令和７年12月には紙の健康保険証の経過措置が終了し、以後は資格確認書とマイナ救急実施のキーでもあるマイナ保険証が医療機関受診に必要となることから、今まで以上に救急隊がマイナ救急を活用できる事案は増加していくと考えられます。また、マイナ救急の実施にはマイナ保険証が前提であるため、マイナ救急のメリットやマイナ保険証の携行について、あらゆる媒体を通じて、マイナ救急の認知度向上に向けた広報を強化していくとともに、マイナ救急という全国的な基盤を活用して、さらなる機能強化や利便性向上に向けた検討を進めていきます。

（２）増加する救急需要への対策に関する検討

令和６年度は、救急自動車の適時・適切な利用の推進(「求める側」)、救急需要への適切な対応（「応じる側」)、そしてこれらを支える「基盤」に分けて整理し、検討を行いました。主な検討内容をご紹介します。

①　救急安心センター事業（＃7119）の活用

救急安心センター事業（＃7119）は、住民が急な病気やケガの際に、医師や看護師等の専門家が相談に応じる電話相談事業であり、住民が適時・適切な救急要請や医療機関受診を行う上で極めて有効な事業であることを踏まえ、以下の項目について検討を行い、その結果を踏まえ、事業を進める上での参考となる「事業導入・運営の手引き」等の改訂を行うとともに、新たに高齢者や介護施設等への認知度向上を目的としたデザインの広報物を作成することとしました。

ア　＃7119として満たすべき要件

未実施団体における本事業導入の検討に当たっての参考に資するため、＃7119として満たすべき要件について、住民への安心・安全の提供や、事業の実効性・信頼性の担保の観点から、以下のとおり整理しました。

- 緊急度判定を用いた救急医療相談と医療機関案内のいずれも実施すること
- 救急医療相談の相談員は、医師、看護師又は救急救命士とすること
- 医師の常駐又はオンコール体制を確保すること

イ　事業効果の再検証

実施地域が増加してきたことを踏まえ、実施団体からの情報提供や消防庁における調査を通じて把握を進めた結果、搬送人員に占める軽症者割合の減少効果、不急の救急出動の抑制効果、医療機関及び消防機関（指令センター)における相談対応件数の減少による負担減少効果、診療時間外救急外来患者数の減少効果、利用者満足度における肯定的評価等、新型コロナウイルス感染症の発生による救急需要急増時の受け皿の一つとしての役割、といった事業効果が確認されました。

ウ　有効な広報策

住民に対して本事業の内容を幅広く周知し、認知度の

向上や正しい理解の醸成を図ることができれば、本事業を真に必要とする者による効果的な利用を呼び、本事業の目指す効果が的確かつ大きく発現されることに繋がり得ることから、都道府県の消防防災主管部局、衛生主管部局及び福祉主管部局等の関係機関や部署が連携し、様々なルートを通じた広報を展開することが望まれます。

エ　事業の質の向上

本事業の「質」、「利便性」及び「効率性」などの向上を図るためには、事業導入後も継続して、応答率、プロトコル及び相談員の対応力の向上や、苦情や重大インシデントへの対応、効果的な広報啓発活動についての検証が求められます。

②　転院搬送等での病院救急車や患者等搬送事業者の活用

消防機関の実施する転院搬送（傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案）は、平成25年には、消防機関の救急車の全出動件数の約8.3％を占めており、その適正利用が求められてきました。平成27年度の検討会では、転院搬送における救急車の適正利用を促進するための方策が検討され、消防庁と厚生労働省が連携して、転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドライン（以下、「転院搬送ガイドライン」という。）を作成し、各地域における、救急業務として転院搬送を行う場合のルール化に向けた合意形成を促進してきました。その後も転院搬送による出動件数は増加しており、消防機関の救急車以外の搬送手段である、病院救急車、患者等搬送事業者の活用について検討を行いました。

（図）消防機関の救急車、病院救急車、患者等搬送事業者における転院搬送件数

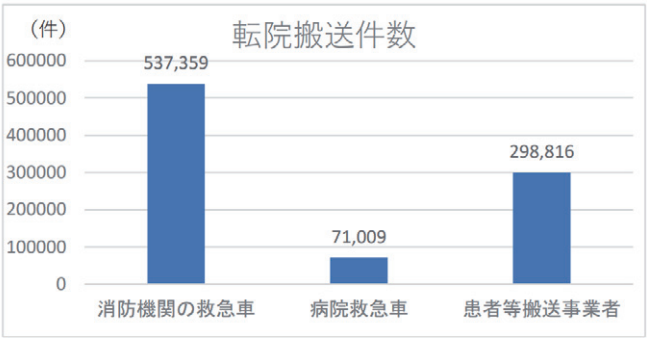

（消防機関の救急車は令和４年中、患者等搬送事業者は令和４年度データ、病院救急車は令和４年度厚生労働省調べ）

ア　病院救急車

病院救急車は、一般に、必要な際に緊急走行が可能であり、一定の資器材と共に医療機関の救急救命士等が同乗することで、救急救命処置等を実施し、患者の搬送を行うことができると考えられます。令和６年度の診療報酬改定では、初期診療後の救急患者の転院搬送に対する評価として、「救急患者連携搬送料」が新設されました。これにより、医療機関が自らの病院救急車を使用して転院搬送を行うことが期待されます。また、消防機関で使用を終えた救急車を医療機関が病院救急車として活用する取組も行われています。こうした取組により、消防機関の救急車の負担が軽減され、増加する救急需要への対策になると考えられています。

イ　患者等搬送事業者

消防本部に対する調査を通じて、都市部を中心に、患者等搬送事業者に対するニーズが高いと考えられることや、転院搬送において患者等搬送事業者が担う役割には地域差が大きいことが明らかになりました。平時から緊急度に応じた社会資源として、地域の実情に応じて、患者等搬送事業者を活用する体制が整備されることが望まれます。

ウ　転院搬送ガイドライン

転院搬送が救急業務に与える影響について、全国の消防本部の現状認識を調査したところ、管轄する人口規模が大きい消防本部ほど、転院搬送が救急業務をひっ迫していると回答した割合が高く、転院搬送のルール化に向けた合意形成は、地域の実情に応じて進めていくことが有用と考えられました。また、消防庁と厚生労働省で地域に参考に示している転院搬送ガイドラインの内容充実等についてもとりまとめられ、合意形成されたルールの実効性を高めるためには、医療機関等の関係者に対して十分周知することが重要であるとされました。

③　医療との連携

緊急性が低い119番通報の中には、在宅医療、高齢者施設等との連携強化や体調悪化時の対応の取決めにより円滑に対応可能と思われるものもあり、119番通報前等において、消防と医療がどのように連携できるかについて検討しました。

ア　在宅医療

消防機関は、在宅医療に関連し、地域の実情に応じて、各地域の在宅医療に関する協議の場に積極的に参加し、例えば、救急ひっ迫状況や地域の救急状況等について、在宅医療に関係する機関と積極的に情報共有を行うと共に、適時・適切な救急車の利用や、病状急変時で救急搬送が必要な場合等における効率的な搬送先選定の観点等から、そうした協議の場等を通じて、在宅医療において積極的役割を担う医療機関等と、搬送体制に係る連携体制の構築を進めることが望ましいとされました。

イ　高齢者施設等

令和６年度介護報酬改定において、介護保険施設については、入所者の病状急変時等に相談や診療を常時行う体制や、入院を要する場合に原則受け入れる体制を確保している協力医療機関を定めることが義務化されました(経過措置３年)。また、介護保険施設以外の高齢者施設等については、利用者の病状急変時等に相談や診療を常時行う体制を確保している協力医療機関を定めることが努力義務化されました。このように、高齢者施設等と協力医療機関との連携体制の構築が進められており、高齢者施設等からの救急要請の割合の減少や、搬送先選定の効率化に資することも期待されることから、救急搬送に与える影響については、注視していくことが重要と考えられました。

④　日勤救急隊

令和５年の消防庁の調査では、救急車による搬送人員を入電した時刻別に見ると、最も多いのは10時から12時で、20時頃まで多く、特に日中に搬送人員が集中していることがわかります。日勤救急隊は、日中の時間帯に特化して活動を行うため、一般的に、導入に当たっては、全時間帯の救急隊を１隊増隊するより、日勤救急隊を１隊増隊する方が、追加で必要となる救急隊員の人数が少なく、救急隊員の人員確保の観点からのハードルが低いと考えられます。また、女性救急隊員の活躍も含めた多様な働き方に資する観点のみならず、日中に多い救急需要に対応しており、需要が多いエリアに機動的に配置することで、増加する救急需要への対策になると考えられました。そのため、各消防本部における積極的な検討を促していくことが重要であるとされました。

救急要請を入電した時刻別の搬送人員
（令和５年　単位：人）

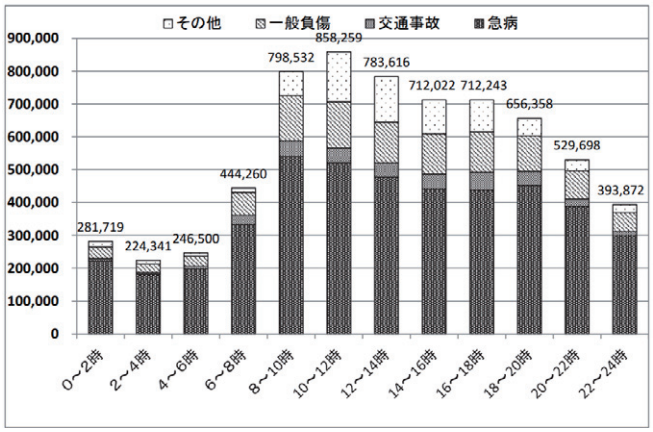

（出典：令和６年版　救急・救助の現況）

⑤　救急出動件数・救急搬送人員の将来推計の精緻化

消防庁では、人口の将来推計と年齢階層毎の救急搬送率（国民１人が１年間に救急搬送を利用する割合）を用いて、全国単位の救急出動件数等の将来推計を実施してきましたが、救急出動件数が従来の将来推計を上回るペースで増大しているため、将来推計の精度向上や、地域毎に細分化された将来推計の方法について検討を実施しました。分析の結果、全国単位で、主に85歳以上の年齢階層で救急搬送率が増加してきていることがわかったため、今後は、こうした実態を踏まえた方法により将来推計を実施することが妥当であると考えらえれました。

また、都道府県や消防本部において、各地域の将来推計を行う場合には、救急需要の状況は地域によって異なると考えられることから、全国単位の将来推計方法を参考に、地域の実情に応じた方法とすることが望ましいとされました。

⑥　まとめ

今年度は、増加する救急需要への対策を多岐にわたって検討を進め、救急需要対策について、一定の結論を得ることができました。救急需要が増大する中、市民のセーフティネットである救急業務を安定的かつ継続的に提供することは重要であり、消防の救急搬送資源に限りがある中で、＃7119の全国展開や転院搬送における病院救急車等の活用など、地域の実情に応じて、一層の救急需要対策が進むことを強く期待します。

（３）救急業務に関するフォローアップ

①　救急業務のDXの推進等に係る調査・検討について

高齢化の進展等による救急需要の増加や、国民の救急業務に求めるニーズの多様化等により、近年、救急隊員の業務負荷が増加しており、救急業務の質の維持等の観点から、救急隊員の業務負荷軽減が求められています。そのような中で、救急業務におけるDX技術の導入は救急隊員の業務負荷軽減に資するものであることから、より一層、消防本部におけるDX推進を図ることを目的として、消防本部担当者向けの技術カタログを作成しました。

②　救急業務全般に係るフォローアップ

平成29年度から、全国の都道府県及び消防本部を対象として実施している、訪問によるフォローアップ調査について、令和６年度は、12府県39消防本部に個別訪問調査を実施し、各地域における、救急需要増加対策や労務負担軽減に向けた取組など、様々な課題に対する取組状況等について把握するとともに、各地域の課題への対応策について消防庁が助言等を行いサポートすること

により、全国的な救急業務のより一層のレベルアップを図ることができました。

おわりに

令和６年度の検討会においては、「マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開」、「増加する救急需要への対策」の主に２つのテーマについて検討が行われました。本報告書が有効活用され、救急救命体制の充実・強化の一助となり、我が国の救命率の一層の向上につながることを期待しています。
本報告書は、総務省消防庁ホームページに掲載されています。
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-151/02/houkokusyo.pdf)

令和６年度　救急業務のあり方に関する検討会（概要）

検討事項

1. マイナンバーカードを活用した救急業務（マイナ救急）の全国展開に係る検討

○ 検討事項

救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）について、救急隊専用のシステム（マイナ救急システム）構築を進めるとともに、67消防本部660隊の参画を得て実証事業を行い、救急活動の円滑化を図るための検討を行った。

○ 主な検討内容

（1） 令和6年度の実証事業では、マイナ救急を実施した件数は1万件を超え、活用事例を通じてマイナ救急の有用性を確認した。
（2） 令和5年度に整理した「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」に基づき、救急隊員が利用することを念頭に、ユーザビリティや閲覧プロセスを改善し、マイナ救急システムを構築した。
（3） マイナ保険証がなければマイナ救急が実施できないため、国民に対して、マイナ救急の効果やマイナンバーカードの健康保険証利用登録及び携行を呼びかけるなど、積極的に広報していく必要がある。

消防庁の今後の取組

・今後、全国すべての720消防本部5,334隊において、マイナ救急システムを活用した実証事業を実施し、全国展開を推進。
・マイナ救急の説明や活用事例の紹介、マイナ保険証の携行の呼びかけ等を、ショートムービー、政府広報、ポスター、広報誌等により、国と自治体とで連携した広報を実施。

2. 増加する救急需要への対策に関する検討

○ 検討事項

令和5年度の検討を踏まえて、救急自動車の適時・適切な利用の推進（「求める側」）、救急需要への適切な対応（「応じる側」）、これらを支える「基盤」に分けて整理し、検討を行った。

○ 主な検討内容

（1） 救急安心センター事業（＃7119）について、実施地域が増加してきたことを踏まえ、＃7119として満たすべき要件、事業効果の再検証、有効な広報策、事業の「質」の向上等について検討を行った。
（2） 転院搬送等における消防機関の救急車以外の搬送手段の活用について検討し、消防機関で使用を終えた救急車の病院救急車としての活用や、厚労省と消防庁で地域に参考に示している転院搬送に関するガイドラインの内容充実等についてとりまとめた。
（3） 在宅医療や高齢者施設等について、消防と医療がどのように連携できるか検討を進め、地域の実情に応じ、在宅医療に関する協議の場に消防機関も積極的に参加することや、高齢者施設等と協力医療機関の連携体制の構築が進められていることについて確認した。
（4） 日勤救急隊については、多様な働き方に資する観点のほか、日中に多い救急需要への対策になると考えられるため、今後、導入経緯や効果等について情報収集を行い、その結果を踏まえて、消防本部の日勤救急隊の導入について積極的な検討を促していくことが重要である。

消防庁の今後の取組

・＃7119「事業導入・運営の手引き」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の内容を充実し改訂。また、＃7119の認知度向上を図るため、特に高齢者向けの広報物を作成。
・転院搬送に関するガイドラインの内容を充実し改訂。
・消防機関の救急車以外の搬送手段の活用について、患者等搬送事業者の認知度向上を図るため、各消防本部のHPに事業者一覧の掲載を依頼する通知を発出。
・日勤救急隊の導入経緯等の情報収集結果を踏まえ、導入について積極的な検討を促進。

その他（報告事項）

3. 救急業務に関するフォローアップ

（1） 救急業務のDX推進等に係る調査・検討
救急業務におけるDX技術の導入は、救急隊員の業務負担軽減に資するものであることから、より一層、消防本部におけるDX推進を図ることを目的として、AIを活用した救急隊運用最適化をはじめとする救急業務の効率化・円滑化に資する13の機能を有するシステムについて公募を行い技術カタログを作成した。
（2） 救急業務全般に係るフォローアップ
消防本部への個別訪問等を通じて、各地域の課題をより深く把握し必要な助言を行うことで、全国的な救急業務のレベルアップを図ることができた。

問合せ先
消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-5111